

I - 1 藤原宮の調査

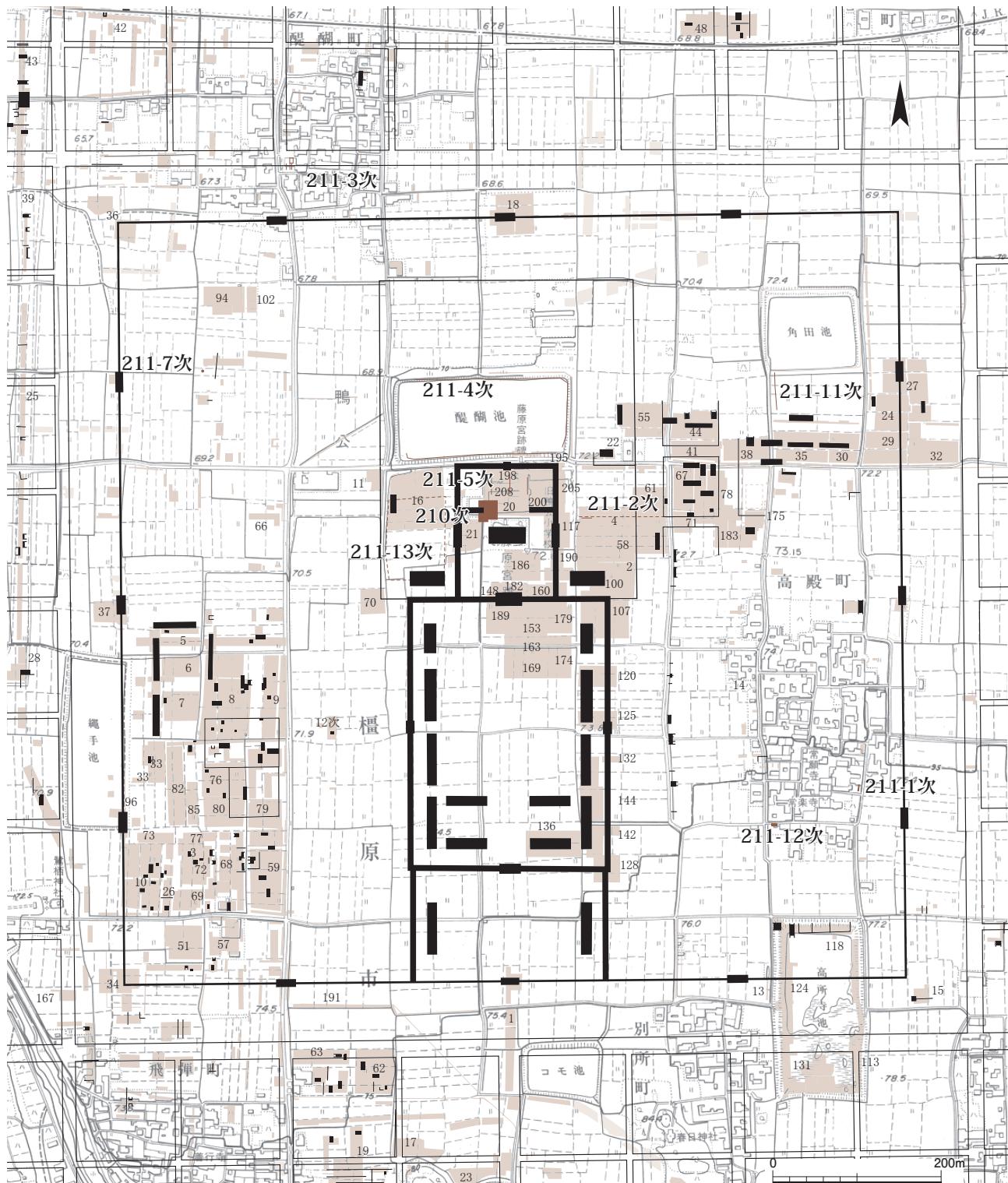


図1 藤原宮発掘調査位置図 1 : 7000

1 藤原宮の地理的環境

都城発掘調査部の飛鳥藤原地区が発掘調査をおこなう地域のうち、藤原地域は、奈良県北部に位置する奈良盆地のなかで、およそ、その東南部にあたる橿原市に立地している。

西暦694～710年に営まれた藤原宮は、現在の橿原市東南部に立地し、約1km四方に復元できる。その遺跡は、藤原宮跡として、2023年10月現在、99.25万m²が特別史跡に指定されている。指定地内には、指定以前の集落や小学校などを含むものの、多くは標高70～80mの水田もしくは休耕田である。藤原宮の中核部に相当する部分は、遺跡整備がなされ旧水田上に盛土が施されている。

藤原京は、東西約5.3km、南北約4.8kmの方形に復元でき、東部および東南部の一部は、桜井市や明日香村にかかるが、多くは橿原市の全域に及び、その中に藤原宮跡が立地する。丘陵にかかる東南部、および大和三山と呼ばれる畝傍山、耳成山、香具山（いずれも国名勝）の周囲をのぞけば、標高60～90mの平野部で、北に低い地勢である。鉄道や幹線道路の沿線は都市化が進むものの、水田の広がるところも多く、南部には特別史跡本薬師寺跡や、史跡紀寺跡など、7世紀に創建された寺院の遺跡が立地する。

2 藤原宮の歴史的環境

西暦694年に遷都された藤原京は、条坊を備えた日本最初の本格的な都城で、その中に藤原宮を置いた。藤原京の範囲は、東を中心道、西を下ツ道、北を横大路、南を山田道という藤原京以前の古道で囲まれた東西2.1km、南北3.2kmの岸俊男説が長らく定説であったが、20世紀末以降、発掘調査成果の蓄積により、南北10条、東西10坊からなる、いわゆる大藤原京が確定的となった。藤原京内の施設としては、薬師寺と小山廃寺（紀寺）、大官大寺などの寺院があり、また京内の宅地なども一部で判明してきているが、不明な点も少なくない。

藤原宮は、日本初の礎石建ち、瓦葺の宮殿である。戦前・戦中の日本古文化研究所および1970年以降に当研究所がおこなってきた発掘調査により、大極殿や朝堂院からなる宮中枢部と、いくつかの官衙の実態が明らかになっている。1946年に史蹟名勝天然記念物保存法下の史蹟



図2 藤原宮跡を南から望む

に指定され、1952年には現行の文化財保護法下で特別史跡となった。2023年現在、藤原宮の復原面積に対する発掘調査面積は14.2%であり、官衙域を中心として未解明の部分も多い。

平城京遷都ののち、藤原地域では都市的な開発はおこなわれず、大勢としては耕作地として保たれてきた。近世には灌漑用の溜池が造られ、現在につながる農村景観が形成された。

戦後の高度経済成長による大規模開発への反省から、1966年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（いわゆる古都保存法）が施行された。その後、指定範囲が追加されるなどして、2023年現在、藤原地域では、橿原市域にあたる藤原宮を含む大和三山（耳成山・畝傍山・香具山）、桜井市域にあたる磐余地区が歴史的風土保存地区に指定されている。また自然景観を保全するため、奈良県は1970年にこれらの地域を「風致地区」として指定し、奈良県風致地区条例を定めた。2013年以降（明日香村と接する橿原市域は2014年以降）は、市町村への権限委譲を受け、各自治体の風致地区条例により、建築物などの形状や色彩の規制がおこなわれている。

2007年には「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界遺産暫定リストに登録され、2023年現在、世界遺産への本登録を目指している。構成資産は宮殿と官衙、仏教寺院、墳墓（古墳）の計20資産で、このうち藤原宮周辺では、藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡、大和三山、本薬師寺跡が挙げられている。

（箱崎和久）